

## 民泊の運営に係る適切な支援と対策の強化を求める意見書

2012年に836万人だった訪日外国人旅行者数は、2016年にはその3倍の2,400万人を突破し、さらに政府は2020年の東京オリンピック・パラリンピックの年には4,000万人の目標を掲げる中で、外国人観光客の急増による宿泊施設の不足が深刻化しつつある。

京都府においても、宿泊施設の深刻な不足を補う形で「民泊」が急増してきており、地域社会でも大きな問題となっている。京都府が2016年に行った民泊施設の現況調査結果によれば、旅館業法上にもとづく簡易宿所などの許可を取得している施設が20%ある一方、無許可状態の施設が43%、実態が不明な施設が37%となっており、行政による調査や指導が困難な事例、地域住民と旅行者双方の安全と安心が確保できていない事例も数多く報告されている。民泊の運用については、厳しい基準を順守している旅館業法に基づく旅館、ホテル等との公平性も考慮しなければならない。また、日本とは全く異なった文化や環境の中で育った外国人旅行者の地域における住宅等の利用においては、地域住民と旅行者の間での気配りと協力による、互いの安全と安心の確立のためのきめ細かい対応が求められる。

政府が「民泊」の法制化を推進するにあたっては、宿泊施設として必要な安全性等を確保するとともに、地域住民と旅行者双方の安全と安心が確立されるよう取り組むべきであり、適切な運営と対策の強化をすべきである。

については、国におかれては、次の事項について早期に実現されるよう強く求める。

- 1 国が定める予定となっている法令に基づき、地域住民が納得し、旅行者が安全で安心できる「民泊」制度を運用することが可能となるよう、国が責任を持って必要な基準を定めること。
- 2 「民泊」の適切な運営と対策に関し、地方自治体が行う諸施策に対しては財政措置も含めた支援策の構築を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月22日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
厚生労働大臣	塩 崎 恭 久 殿
国土交通大臣	石 井 啓 一 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）	山 本 幸 三 殿

京都府議会議長 近 藤 永太郎